

令和6年度 いわき市ゼロカーボンドライブ等導入促進補助制度のご案内

いわき市では、利用段階で二酸化炭素を排出せず、利便性やエネルギー効率が高いうえ、災害時にも利用できるなど、次世代エネルギーの一つとして期待される水素等を利活用した移動及びライフスタイルの脱炭素化を促進するため、市民や市内事業者の方々が次世代自動車等を導入する際に、購入費用の一部を補助しています。

1. 申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（予算額に達した時点で受付終了）

2. 補助対象車等の補助額

補助対象車等	補助額
燃料電池自動車（新車に限る）	20万円/台
電気自動車（新車に限る）	5万円/台
可搬型外部給電器（未使用品に限る）	5万円/台
ゼロカーボンドライブセット （次世代自動車への上乗せ補助）	10万円/件

3. 補助の対象となる要件

- 燃料電池自動車、電気自動車、可搬型外部給電器（以下「次世代自動車等」という。）については、次のとおり
- 以下の①～③のいずれかに該当すること
 - 市内に住所を有する個人（以下「市民」という。）
 - 市内に事業所等を有する法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）
 - ①、②に対して補助対象車のリース販売を行うリース事業者
 - 補助対象車を新車（初度登録）で導入すること
 - 可搬型外部給電器は、燃料電池自動車及び電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の導入にあたり当該補助を受けたことがある者、又は受けようとする者で、補助対象となる当該機器は、次世代自動車1台につき1台
 - 車両の初度登録が令和6年1月1日から令和6年12月31日までに行われていること
 - 可搬型外部給電器は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに導入された新品、未使用のものであること。
 - 導入する補助対象車について、専ら自家用に供し、自動車車検証における使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されていること
 - リース事業者が申請者の場合、補助金相当額が使用者の負担するリース料に充当されること
 - 自動車販売業者が使用者になる場合、車両又は可搬型外部給電器の販売促進活動に使用されない（車両にあっては、同車種の車を販売する見込みがない）こと
 - いわき市税を完納していること
 - 補助を受けようとする車に対する当補助金以外の市の補助金、交付金等を受けていない又は受ける予定がないこと
 - いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者※でない方（※ 社会的非難関係者は、提出書類「暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書」下段をご参照ください。）

ゼロカーボンドライブセット補助の対象となる要件

 裏面参照

≪ 申請及び問い合わせ先 ≫

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 生活環境部 環境企画課 環境企画係 （市役所本庁舎6階）

電話（0246）22-7528 FAX（0246）22-1286

- ゼロカーボンドライブセットについては、次世代自動車等の補助の対象となる要件に加え、次のとおり
- (1) 以下のア及びイのいずれかに該当すること。
 - ア 市民（いわき市内に居住の拠点がある。）
 - イ アに対して次世代自動車のリース販売を行うリース事業者
 - (2) ゼロカーボンドライブセット補助金を交付申請する年度内に、次世代自動車に係る補助金を交付申請していること又はゼロカーボンドライブセットに係る補助金と次世代自動車に係る補助金を同時に交付申請していること。
 - (3) 補助金の交付対象者が(1)のアである場合、その個人が次世代自動車の使用者であり、自らが居住する住宅の屋根等に太陽光発電システムが設置されていること。
交付対象者が(1)のイである場合、そのリース事業者より次世代自動車のリース販売を受ける個人が、次世代自動車の使用者であり、自らが居住する住宅の屋根等に太陽光発電システムが設置されていること。
 - (4) 設置されている太陽光発電システムについて、次世代自動車に係る補助金を申請する際、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに電力受給が開始又は系統連系が承諾されていること。
 - (5) 導入された次世代自動車の自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び太陽光発電システムに係る「受給地点」又は「連系地点」の位置が同一地点であること。
 - (6) 導入された太陽光発電システムに係る「受給地点」又は「連系地点」が、既に補助金の額の加算を受けている次世代自動車の自動車検査証の「使用の本拠の位置」と同一地点にないこと。
 - (7) ゼロカーボンドライブセットに係るリース事業者が申請者の場合、当該補助による補助金相当額が次世代自動車等の使用者が負担するリース料に充当されること。

4. Q&A

	Q	A
1	ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・ミニカーは対象になりますか？	当補助金では、補助の対象にはなっていません。 自動車検査証が発行されないものは対象外。
2	電気自動車等充電設備（V2H）に対する補助はありますか？	市ゼロカーボンライフスタイル促進補助制度において、補助の対象としております。 （1台当たり10万円補助）
3	ゼロカーボンドライブセット（以下「セット補助」という）の対象者に法人は含まれますか？	市民に対して次世代自動車のリース販売を行う対象リース事業者のみとなります。
4	セット補助と市の太陽光発電システムに対する補助金を同時に申請することは可能ですか？	可能です。 セット補助で次世代自動車の補助金額に10万円が上乗せされ、別途、市ゼロカーボンライフスタイル促進補助金により最大で4万円交付されます。 <u>（別に申請をしていただく必要があります。）</u> なお、当補助金と市ゼロカーボンライフスタイル促進補助金では、対象としている太陽光発電システムの電力受給開始日又は系統連系承諾日が異なるため、ご注意ください。
5	既に次世代自動車を導入しており、これから太陽光発電システムを導入しようと思うのですが、セット補助の対象になりますか？	両方が補助対象期間内の導入であれば、セット補助の対象となります。 この場合、次世代自動車を導入した時点で、先に次世代自動車に係る補助金を申請していただき、太陽光発電システムの導入が完了した時点で、セット補助に係る補助金を再び申請してください。

その他不明な点がございましたら、いわき市環境企画課環境企画係までお問い合わせください。

➤ 電話（0246）22-7528 / FAX（0246）22-1286